

## 第9回 防災対策指針検討会 議事録

1. 開催日時：平成18年12月18日(月) 13:30～17:00
2. 開催場所：(社)日本電気協会 4階 A会議室
3. 参加者 (順不同、敬称略)
  - 委員：芹澤(東京電力), 岩崎(関西電力), 森脇(中国電力), 田尻(九州電力), 福田(日本原電) (計5名)
  - 委員代理者：早川(北海道電力・奈良), 三木(東北電力・飯塚), 井上(中部電力・霜垣), 増田(北陸電力・箕田), 門田(四国電力・長尾) (計5名)
  - オブザーバ：櫻原(原子力安全委員会事務局), 三浦(電源開発) (計2名)
  - 事務局：長谷川(日本電気協会) (計1名)

### 4. 配付資料

- 資料 9-1 運転・保守分科会 防災対策指針検討会 委員名簿
- 資料 9-2 第8回防災対策指針検討会 議事録(案)
- 資料 9-3-1 第9回運転・保守分科会議事録(案)
- 資料 9-3-2 JEAG 4102 - 200X 「原子力発電所の緊急時対策指針」(案) 検討状況について(中間報告)
- 資料 9-3-3 原子力発電所の緊急時対策指針(本文案) JEAG 4102 - 200X
- 資料 9-3-4 JEAG 4102 200X 解説(案)
- 資料 9-4-1 防災指針検討ワーキンググループにおける検討結果
- 資料 9-4-2 「原子力施設等の防災対策について」(防災指針)改定案(見消し)
- 資料 9-4-3 原子力安全委員会防災指針改正への対応(案)
- 資料 9-5-1 適合比較表、検討表(法令関係)
- 資料 9-5-2 スケジュール、適合比較表、検討表(国内規格関係)
- 資料 9-5-3 検討表(基本計画関係)
- 参考資料 1 第17回基本方針策定タスク議事録(案)
- 参考資料 2 第22回原子力規格委員会議事録(案)

### 5. 議事

#### (1) 会議定足数の確認について

委員総数10名に対して本日の出席委員数は、代理委員も含めて10名で検討会決議に必要な委員総数の2/3以上の出席が確認された。

#### (2) 代理参加者及びオブザーバ参加者の承認について

事務局より、上記代理出席者及びオブザーバ参加者を紹介し、芹澤主査より会議参加が承認された。

#### (3) 前回議事録(案)の承認

事務局より、資料9-2に基づき、前回の検討会議事録(案)が紹介され、本内容で承

認された。

(4) 第9回運転・保守分科会議事録(案)、第17回基本方針策定タスク議事録(案)及び第22回原子力規格委員会議事録(案)の紹介

事務局より、資料9-3、参考資料1,2に基づき、第9回運転・保守分科会議事録(案)、第17回基本方針策定タスク議事録(案)及び第22回原子力規格委員会議事録(案)のうち、以下の紹介があった。

(第9回運転・保守分科会)

JEAG4102「原子力発電所の緊急時対策指針」改定案の中間報告を行い、いくつかの意見、コメントを受けた。このうち、法令要求事項も多いことからコード化(規程化)する方向で改定を進めてはどうか、の意見は検討会に持ち帰り検討することとした。

(第17回基本方針策定タスク及び第22回原子力規格委員会)

基本方針策定タスクでは、規格体系の整理として、JEACとJEAGの定義づけを行うべく検討を行っており、規格策定基本方針を改定することとしている。また、これまでのコメントを再検討してきた運営規約細則の改定案(個人情報の扱い、委員会役員の明確化、質問・意見等の審議フローなど)が了承された。

原子力規格委員会では、基本方針策定タスクでの検討項目が承認された。

(5) JEAG4102「原子力発電所の緊急時対策指針」改定案の検討

1) 原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」改正について

岩崎副主査より、資料9-4-1,9-4-2,9-4-3に基づき、原子力安全委員会(以下、原安委)の「原子力施設等の防災対策について」(以下、防災指針)改正に関する検討WGの検討結果、改正案及び改正への対応(案)について説明があった。

原子力事業者としてJEAG改定を踏まえ意見すべき主な指針改正項目は、以下のとおりであり、取り扱いは電事連防災検討委員会で検討することとした。

- ・ 2-3 原子力施設における防災対策及び異常事態の把握
- ・ 2-3(1) 防災対策上の異常事態の態様とその対応
- ・ 2-3(2) 異常事態の把握
- ・ 2-6(1) 周辺住民等に対する緊急時の情報伝達網
- ・ 2-7 防災関係資料の整備
- ・ 3-3 具体的な地域防災計画の策定等に当たっての留意点
- ・ 5-1(2) 通報基準に該当する事象が発生した場合の対応
- ・ 5-1(3) 原子力緊急事態への対応

議論の結果、改正への対応(案)のJEAC4102改定への反映検討(予備的検討)(案)に「要検討」とした4項目について、現在実施している適合性確認の「国内規格」に整理して組み込むこととして、今後検討していくこととした。

主な意見・質疑は以下のとおり。

- a. JEAC4102改定への反映検討(予備的検討)(案)にある基本計画(原災法)と原安委の防災指針の双方の適用を確認するとあるが、具体的にはどうするのか。

現状実施している適合性確認(適合比較表・国内規格)への落とし込み、検討で

ある。

- b . 防災指針改定案の JEAC4102 改定への反映はどこまで行うのか、原子力事業者だけなのか、自治体まで含むのか。

パブリックコメント断面の指針改定案と整合が取れているかの確認を行う。また、対象としては、原子力事業者防災業務計画の範囲であるので、原子力事業者までである。

2 ) 記載要求事項対比表の作成スケジュール、適合比較表及び検討表について

各委員及び委員代理より、9-5-1、9-5-2、9-5-3 に基づき、記載要求事項対比表の作成スケジュール、適合比較表及び検討表のうち、以下について、現状までの検討状況の報告があった。

- ・ 法令関係は適合比較をほぼ終え、具体的な反映方策の検討を行っておいる
- ・ 国内規格関係は適合比較を行ったが、防災指針改定を追加する。
- ・ 基本計画関係は検討表への落とし込みを行った
- ・ 海外関係は次回検討会で報告する。

議論の結果、未検討の項目については検討を継続し、次回検討会でその結果を提示することとし、本年度末の検討会で本部又は解説に落とし込むこととした。検討の留意点として、JEAG への反映要否の「否」としたものの理由は明確にすることが確認された。

主な意見・質疑は以下のとおり。

- a . 検討表の JEAG 反映要否で、要検討の部分はどのようにするのか。

別途まとめて検討するが事前調整必要なものは、メールで確認していく。

- b . 7.1.2 に関し施行規則で具体的な様式が規定されるため、本文には様式を記載しないことにしていたが、防災指針から異常事態通報様式が削除されたため、要検討とする。

- c . 3.8 原子力災害対策に使用する施設および設備の基準で、性能規定化された省令 62 号を呼び出しても詳細な記載がないので、規格に盛り込むには不適切か。

- d . 1.3 定義で、原子力防災専門官を本文に追加しているが、本文でよいのか。

防災業務計画には記載されており、年間業務計画の提出、指導・助言を受けてことなどがあることから JEAG のどこかに記載することにした。定義ではなく解説が妥当か。

- e . 今回原安委の防災指針改正（案）は、どのような状況にあるのか。

内容としては微小な修正はあるとしてもほぼフィックスされており、公衆審査に入る予定。（オブザーバ・榎原様）

- f . 防災指針に関する以下の項目の記載は必要か。

- ・「被ばくに対する応急手当の知識に関する教育」
- ・「初期被ばく医療機関との通信回線整備」
- ・「緊急時モニタリングの測定方法の基準」
- ・「予測線量」
- ・「線量評価手法」

- ・「気象関係の測定基準」
- ・防災資機材についての JIS 規格引用  
引き続き検討する。

g. 検討表の判断の項目に記載する事項について整理する必要がある。

原子力事業者が主語でない場合には検討表から削除する。検討項目の中には、各事業者間で共通化できない場合があって JEAG で記載することになじまない項目もあるため、その場合は、その旨を検討結果に反映する。

### 3) JEAC4102 のコード化について

芹沢主査より、第 9 回運転・保守分科会においてコメントのあった、JEAG4102「原子力発電所の緊急時対策指針」コード化の意見について説明があり、コード化について検討会としてどうするか、を議論した。

議論の結果、改定方針通り現状のガイドのままを進めるという意見が大半であったが、コード化にできない明確な理由が見出せなかったことから、各委員持ち帰り検討し、来年 1 月末までに検討書を芹澤主査に送付することとした。ここで意見をまとめて、別途大橋分科会長に相談することとした。

主な意見は以下のとおり。

- ・ 法令要求はあるのか。  
省令 62 号の警報装置、一斉召集装置、TSC（気象観測装置）、緊急対策所が性能要求としてあるが、コメントの主旨は省令のことではないと思う。省令の適合性は確認している。
- ・ 原災法は、他の法令に比べて詳細な内容であるので、エンドースするとは考えられない。ただし、他の法令からはあり得るが、その内容の占める割合はわずかなものである。
- ・ 防災業務計画に基づいたコード化は考えられない。
- ・ これまでの改定方針を再度説明することではよいのか。  
できない理由を明確にしなければならない。これまでどおり、事業者と自治体との関係の相違があることの他に、JEAC にしたいが、できないという絶対的な理由を見出せればよいが。

### (6) その他

- (1) 今後の予定として、来年 1 月に保安院・防災課に指針改定案の説明と併せて、関係省庁（国交省、文科省、総理府）への対応をどうするかを相談する予定。
- (2) 次回検討会は、平成 19 年 2 月 13 日（火）13:30 開始とした。議題は JEAC 化の検討結果の対応検討、検討表及び記載要求事項対比表の検討の予定。

以上